

がんばれ特産産地！小さな農業応援事業（県単）

【目 的】	地域特産物の導入や生産拡大等、小規模農家が行う園芸の新たなチャレンジに要する経費に対して支援する。
【対 象 者】	販売を目的とした生産者、営農集団等
【補助対象】	<p>地域特産物の導入、体験農園の開業や加工品の開発等、小規模農家が行う販売や地域振興を目的とした園芸の新たなチャレンジに要する経費</p> <p>①生産基盤整備 例) 圃場造成、かんがい施設、かんがい施設、作業道の整備</p> <p>②栽培管理施設整備 例) 農業ハウス等の栽培用機械施設、防除機等の病虫害防除機械施設、防風施設等の自然災害防止施設、サブソイラ等の土づくり機械施設の整備</p> <p>③流通加工施設整備 例) 選別・調製施設、加工場等の集出荷調製・加工施設の整備</p> <p>④事業実施に直接必要な経費 例) コンサルタント料、委託料、備品購入費、広告料、印刷製本費等の経費</p>
【要 件】	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物（野菜、果樹、花き）にかかる取組であること。 ・品目の販売額については、目標年度までに現況値の20%以上の増加を目指す計画であること。ただし、販売実績がない場合や、現況値の20%が20万円未満である場合には、販売額が20万円以上となる計画であること。
【補助対象事業費】	10万円以上
【補助率】	補助対象事業費に対して1/2以内 補助上限 個人120万円 営農集団等240万円
【そ の 他】	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に本補助を受けている場合は、成果目標の達成状況等を勘案し、採択判断を行う。 ・当該事業で整備された機械または農業用ハウスについては、財産処分制限期間中、通年を通して、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、または施工・販売業者等による保証などに加入し、気象災害等による被災に備える措置を講じること。 ・他の補助事業を受けていない、または受ける予定のない取組であること。